

中種子町農業委員会総会議事録

1. 令和4年8月23日第25回中種子町農業委員会総会を防災センター1階・第1会議室に会長これを招集する。

2. 出席委員

鳥居幸洋・梶原誠・中島秀人・濱田英樹
鮫島安平・中崎和行・花野進・上妻廣美
鎌田正司・秋田澄徳・森山昭市・永浜三津子・濱脇嘉則

出席推進委員

有留惣一郎・梶原哲朗・増野幸孝・松原浩則
平山信一郎・池山久志・塩浦守男

3. 欠席委員

欠席推進委員

美原康幸

4. 日程 第1 会議録署名委員の指名

日程 第2 会期の決定の件

日程 第3 議案第1号 農地法第3条申請について

日程 第4 議案第2号 農地法第4条申請について

日程 第5 議案第3号 農地法第5条申請について

日程 第6 議案第4号 非農地証明願いについて

日程 第7 承認第1号 農用地利用集積計画の一部変更について

日程 第8 承認第2号 農用地利用集積計画及び配分計画の承認について

5. 議事

(事務局長)お疲れ様です。ただいまから、令和4年第25回中種子町農業委員会総会を開会致します。はじめに、会長よりご挨拶をお願い致します。

(会長) 挨拶

(事務局長)ありがとうございました。本日の出席委員は13名全員出席で、定足数に達しておりますので、総会は成立をしております。推進委員につきましては、6番美原推進委員から欠席の旨通告がありましたので、報告致します。それでは、中種子町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の会議の進行は会長をお願い致します。

(議長)これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、農業委員会会議規則第10条の規定によって、10番鎌田委員、11番秋田委員を指名します。

日程第2,「会期の決定の件」を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認め、会期は本日1日間に決定しました。

日程第3,議案第1号「農地法第3条申請について」を議題とします。本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。資料の1ページをお開き下さい。議案第1号,農地法第3条申請について説明致します。所有権移転2件,筆数4筆,面積5,316㎡,畑5,316㎡。貸借権1件,筆数2筆,面積4,603㎡,畑4,603㎡。計,件数3件,筆数6筆,面積9,919㎡,畑9,919㎡です。これらの件につきましては農地法第3条第2項には該当しないため,許可要件を満たすと考えます。ご審議の程,宜しくお願い致します。

(議長)次に,順位1について,担当調査委員の10番鎌田委員から説明をお願いします。

(10番委員)はい,10番鎌田です。議案第1号順位1について説明を致します。去る8月10日,譲受人,〇〇〇〇さんの父親である〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。土地の所在,大字〇〇,字〇〇〇,地番〇〇〇〇-〇,地目畑,面積〇〇〇〇㎡です。譲渡人,住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇丁目〇〇番地〇〇〇〇〇〇〇〇棟〇〇〇〇号,〇〇〇さん。譲受人,住所 中種子町〇〇〇〇〇〇〇番地〇,〇〇〇〇さん。申請理由は,譲渡人が贈与,譲受人が受贈となっております。譲受人は,譲渡人の甥になります。譲渡人の〇〇〇さんは,島外に居住しており農地を管理する者がいないということで,今回の申請になったものです。場所につきましては,〇〇〇公民館の東側に〇〇〇〇〇さん宅がありますが,〇〇〇さん宅のすぐ東側になります。調査の結果,労働力,農業機械を確保しており,また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われれます。委員の皆様のご審議を宜しくお願いを致します。

(議長)ご苦労様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に順位2について,担当調査委員の5番中島委員から説明をお願いします。

(5番委員)はい,5番中島です。議案第1号順位2について説明を致します。去る8月11日,譲受人,〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。土地の所在,大字〇〇,字〇〇〇,地番〇〇〇〇-〇,地目畑,面積〇〇〇〇〇〇㎡,同字,地番〇〇〇〇-〇〇,地目畑,面積〇〇〇〇㎡,同字地番〇〇〇〇-〇〇,地目畑,面積〇〇〇〇㎡の3筆です。譲渡人,住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地〇〇〇,〇〇〇〇さん。譲受人,住所 中種子町〇〇〇〇〇〇〇番地〇,〇〇〇〇さん。この2人は,親戚関係であります。申請理由は,譲渡人が島外に居住のため管理不能での売買,譲受人が売買で経営拡大となっております。売買金額については,3筆で15万円となっております。場所につきましては,〇〇〇集落に〇〇〇〇〇〇という〇〇〇〇〇〇があります。そこから〇〇小学校方面へ

約〇〇〇mほど行ったところに十文字があります。その十文字の角に〇〇さんの実家があります。その実家の前と十文字を挟んだ角に1筆、あと小さい山林があり、その裏にもう1筆あります。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われます。委員の皆様のご審議の程を宜しくお願いを致します。

(議長)ご苦労様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に順位3について、担当調査委員の13番永浜委員から説明をお願いします。

(13番委員)はい、13番永浜です。議案第1号順位3について説明を致します。去る8月5日、譲受人、〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇〇、地番〇〇〇〇-〇、地目畑、面積〇〇〇〇㎡、同字 地番〇〇〇〇-〇、地目畑、面積〇〇〇〇㎡です。貸人、住所 中種子町〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇さん。借人、住所 中種子町〇〇〇〇〇番地、〇〇〇さんです。申請理由は、貸人が相手方の要望、借人が経営開始となっております。賃借の内容については、賃料が2筆で年間4万円、賃借期間が5年間の賃貸借権の設定です。場所につきましては、県道島間線を〇〇に向かいまして、〇〇〇集落の入り口を左に〇〇〇m行き、3文字を右に〇〇〇mほど行ったところの左側になります。調査の結果、労働力を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しては、〇〇さんが無農薬で栽培するという話でしたので、周囲の農地所有者とのトラブルにならないようにと、しっかり話をしました。その結果、支障はないと思われます。委員の皆様のご審議の程を宜しくお願いを致します。

(議長)ご苦労様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第1号については、許可することにご異議はありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、議案第1号「農地法第3条申請について」の所有権移転2件と貸借権1件については、許可することに決定しました。次に、日程第4、議案第2号「農地法第4条申請について」を議題とします。本案順位1について事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。資料5ページをお開きください。議案第2号農地法第4条申請順位1について説明致します。申請人〇〇〇〇〇さん、住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地〇〇、申請地 大字〇〇 字〇〇〇〇、地番〇〇〇番〇〇、地目畑、地積〇〇〇〇㎡。転用目的、その他で貸駐車場となっております。申請理由は、建設業、運送業及び産業廃棄物の収集運搬を業とする株式会社〇〇〇〇より、申請地において事業を拡張すべく申請地を借りたいという申込があったので、申請人において造成を行ったうえで、賃借したいというものです。土地利用規制等は、

0分より、濱協会長，花野委員，平山推進委員，事務局，申請人の〇〇〇〇さん立会いの下，現地調査を実施致しました。場所につきましては，国道を〇〇から〇〇〇〇方面へ行きますと，〇〇集落内の右側に〇〇〇〇〇〇があります。その先に左側へは〇〇〇〇〇〇〇，右側に〇〇〇〇〇〇へ行く十字路があります。その先を数m行きますと左手に上がる道がございますが，そこになります。申請人は現在，借家住まいをしており手狭であるため，申請地を譲り受け自己の住宅を建築したいということでもあります。周辺は，国道沿いであり，譲渡人である父親の住宅と申請人の祖父の住宅に挟まれた土地であります。この土地については，令和3年6月農地法第3条許可を受けた土地であります。本来耕作目的で許可を受けた農地を宅地にしたいという申請は出来ないのですが，適地を探したようですが，見つからずにやむを得ずこの申請となった次第です。また，一般住宅の許可基準面積の500㎡を超えていますが，分筆すると残地が小さくなり，耕地としての利用が難しくなるということから，全面積を転用したいという申請人の理由書，父親の理由書も添付されております。資金についても，金融機関の融資証明書が添付され，また排水計画についても合併浄化槽を設置するという被害防除計画書及び誓約書も添付されています。現地で検討した結果，周辺への支障もないと思われまふ。委員の皆様のご審議をお願いします。

(議長) 現地に同行した委員，事務局から補足説明はありませんか。

(事務局) ありません。

(議長) これから，審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員) ありません。

(議長) 質疑なしと認めまふ。これから採決しまふ。議案第3号については，許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(議長) 異議なしと認めまふ。したがって，議案第3号「農地法第5条申請について」は，許可することに決定しまふ。次に日程第6，議案第4号「非農地証明願ひについて」を議題としまふ。事務局の説明をお願いします。

(事務局) はい事務局です。資料の7ページをお開きください。議案第4号非農地証明願ひ順位1について説明致しまふ。申請地，大字〇〇，字〇〇〇，地番〇〇〇〇番〇，地目畑，地積〇〇〇㎡。申請人，〇〇〇さん，住所〇〇〇〇〇〇〇〇区〇〇〇〇丁目〇〇番地〇です。申請理由は，土地登記簿の地目は畑となっておりますが，昭和30年以前から耕地として利用せず，現況は山林となっております。委員の皆様のご審議をお願い致しまふ。

(議長) 次に，担当調査委員の10番鎌田委員から説明をお願いします。

(10番委員) はい。10番鎌田です。議案第4号，非農地証明願ひ順位1について説明致しまふ。この案件につきましては，先般8月8日午前10時20分より，濱協会長，花野委員，平山推進委員，事務局，申請人の弟である〇〇〇〇さん立会いの下，現地調査を実施致しまふ。場所につきましては，〇〇〇公民館の東側で，先ほど3条申請のあった土地の北側になります。土地登記簿の地目は畑となっておりますが，昭和30年以前から耕地として利用せず現況は山林となっております。耕

作しなくなってから60年以上経っていることから現地で検討した結果、非農地が妥当と判断致しました。委員の皆様のご審議をお願いします。

(議長)現地に同行した委員、事務局から補足説明はありませんか。

(事務局)ありません。

(議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第4号については、許可することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、議案第4号「非農地証明願いについて」は、許可することに決定しました。次に日程第7、承認第1号「農用地利用集積計画の一部変更について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい事務局です。資料の8ページをお開きください。承認第1号、農用地利用集積計画の一部変更について説明致します。令和4年8月31日を公告日とする農用地利用集積計画の一部変更については、件数3件、筆数3筆、変更面積5,228㎡、契約年数7年から10年の合意解約であります。詳細につきましては、9ページから12ページに添付してあります。委員の皆様のご審議のほどよろしくお願い致します。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第1号については、承認することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第1号「農用地利用集積計画の一部変更について」は、承認することに決定しました。次に日程第8、承認第2号「農用地利用集積計画及び配分計画の承認について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい事務局です。資料の13ページをお開きください。承認第2号農用地利用集積計画及び配分計画について説明致します。令和4年8月31日を公告日とする利用権設定、貸借権17件、筆数34筆、面積89,472㎡の農用地利用集積計画及び配分計画を定めたので承認を求めます。詳細については14ページから47ページに添付してあります。なお、貸借権順位3から順位17については、中間管理事業法の集積一括方式による貸借で、配分計画を含んでおります。委員の皆様のご審議をよろしく申し上げます。

(議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第2号については、承認することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第2号「農用地利用集積計画及び配分計

画の承認について」は、承認することに決定しました。
これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。令和4年第25回中
種子町農業委員会総会を閉会します。ご苦労様でした。